

札経商第 6127 号
平成 30 年（2018 年）10 月 11 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 三枝 富博 様

札幌市長 秋元 克広

軽微な変更の認定について（通知）

平成 30 年 9 月 18 日付で軽微な変更の認定の申出があった下記の変更は、店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないと認められるため、大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書きにおける軽微な変更
に該当することを通知いたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アリオ札幌
所在地 札幌市東区北 7 条東 9 丁目 384-13 他
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 平成 30 年 9 月 18 日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項
- 3 変更しようとする事項
駐輪場の位置
- 4 変更する年月日
平成 30 年 10 月 1 日（届出書記載の年月日）